

令和4年7月1日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会長 前田直之

## 『安全管理者選任時研修』のご案内

労働者を常時50人以上使用している事業場は、安全管理者を置かなければなりません。(労働安全衛生法第11条) 加えて、労働安全衛生規則第5条の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加え、安全管理者選任時研修を修了していることが義務付けられました。

当協会では、下記の通り安全管理者選任時研修を実施することに致しましたので、転勤・異動等により安全管理者が未選任にならないように、受講されますようご案内申し上げます。

本研修修了者には「修了証」を交付致します。修了証は、労働基準監督署に安全管理者選任報告を行う際、資格要件確認のため、その「写し」の添付が必要になります。

### 記

- 日時： **令和4年9月1日(木)～2日(金)**  
1日：9時00分～17時00分    2日：9時00分～11時30分
- 会場： **酒田市総合文化センター4F** (酒田市中央西町2-59 TEL24-2992)
- 講習内容： (1) 安全管理 3.0時間  
(2) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として、事業場が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。) 3.0時間  
(3) 安全教育 1.5時間  
(4) 関係法令 1.5時間
- 申込期限： **8月24日(水)** 定員は24名。期限前でも定員になり次第締切ります。
- 受講料： **基準協会会員 17,000円/名、会員外 23,000円/名 (テキスト代含む)**  
※ 昼食代は含まれておりません。
- 注意事項： 申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。  
現在、①県外在住の方、②開催日より2週間以内に県外へ出張・旅行等を行った方、③2週間以内に県外からの来県者(家族も含めて)との濃厚接触があった方、④2週間以内に海外への渡航を行った方の受講はお断りしています。
- その他： 遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316  
◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）  
振込手数料は、貴社にてご負担願います。  
また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 一般社団法人 酒田労働基準協会  
問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。  
※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。  
※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。  
※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

## 『安全管理者選任時研修』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ( )		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名 (フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和4年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行